

参考資料

浦安市街灯補助金交付要綱（昭和55年告示第4号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 街灯維持管理補助金 次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>ア 発光ダイオード灯以外から発光ダイオード灯への改修又は修理に要した経費の10分の8以内の額。ただし、<u>10万円</u>からイにより算定した額を控除した額を限度とする。</p> <p>イ アの改修又は修理以外の街灯の改修又は修理に要した経費の10分の8以内の額。ただし、<u>5万円</u>を限度とする。</p> <p>ウ 現に支払った街灯電気料の<u>3分の1</u>以内の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）</p> <p>2 前項第1号に規定する街灯新設補助金の対象となる街灯は、同一年度内において<u>1基</u>までとする。</p>	<p>（補助金の額）</p> <p>第4条 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>ア 発光ダイオード灯以外から発光ダイオード灯への改修又は修理に要した経費の10分の8以内の額。ただし、<u>20万円</u>からイにより算定した額を控除した額を限度とする。</p> <p>イ アの改修又は修理以外の街灯の改修又は修理に要した経費の10分の8以内の額。ただし、<u>8万円</u>を限度とする。</p> <p>ウ 現に支払った街灯電気料の<u>2分の1</u>以内の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）</p> <p>2 前項第1号に規定する街灯新設補助金の対象となる街灯は、同一年度内において<u>2基</u>までとする。</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後				改 正 前					
別 記 第1号様式 (第5条第1項) 浦安市街灯補助金交付申請書 (宛先) 浦安市長 年 月 日 省 略 2 内訳 (1) 街灯新設補助金				別 記 第1号様式 (第5条第1項) 浦安市街灯補助金交付申請書 (宛先) 浦安市長 年 月 日 省 略 2 内訳 (1) 街灯新設補助金					
円				円					
1 基の工事費	補助率	補助率を乗じて得た額	申請額 (10万円限度)	1 基ごとの工事費	補助率	補助率を乗じて得た額	申請額 (1基につき8万円限度)		
円	×2/10	円	円	円	×2/10	円	円		
				円	×2/10	円	円		
			合計				合計		
			円				円		
(2) 街灯維持管理補助金				(2) 街灯維持管理補助金					
ア 発光ダイオード灯への改修分又は修理分				ア 発光ダイオード灯への改修分又は修理分					
イ ア以外の改修分又は修理分				イ ア以外の改修分又は修理分					
円				円					
円				円					
円				円					
	工事費	補助率	補助率を乗じて得た額	申請額		工事費	補助率	補助率を乗じて得た額	申請額
発光ダイオード灯	円	×8/10	円	円	発光ダイオード灯	円	×8/10	円	円
上記以外	円	×8/10	円	円 (5万円限度)	上記以外	円	×8/10	円	円 (8万円限度)
合計				円 (10万円限度)	合計				円 (20万円限度)

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>省 略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この告示は、昭和55年4月1日から施行する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p><u>2</u> この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p><u>附 則</u> <u>この告示は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>同 左</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この告示は、昭和55年4月1日から施行する。</p>